

日経グループの「人権方針」を策定

日本経済新聞社は7月30日、人権尊重についての基本的な考え方を社内外に示す「日経グループ人権方針」を定めました。既に「日経取材・報道憲章」や「日経データ憲章」で取材活動や個人情報取り扱いについて人権やプライバシーを尊重することを盛り込んでいますが、新たに「人権方針」を策定することで、日経グループの事業活動から影響を受けるすべての人々の人権を尊重することをより明確にするとともに、日経グループのパーパスに定めた「自由で豊かな世界」の実現に貢献してまいります。

日経グループ人権方針

人権は「自由」なくして成立しません。一人ひとりが自由に物事を考え、自分の生き方を決められない社会では、幸福な生活を送ることはできないからです。人権の確立をめぐる歴史は、自由の獲得をめぐる歴史でもありました。日経は人権尊重を自らの行動基準の真ん中に位置付けることはもちろん、国内外で人権を脅かす行為を見つければ、厳しく追及し警鐘を鳴らします。このような考えのもと、日経グループの事業活動から影響を受けるすべての人々の人権を尊重することをより明確にするため、私たちは「日経グループ人権方針」をここに定めます。本方針の通り、私たちのパーパス（存在意義）である「考え、伝える。より自由で豊かな世界のため。」を実行に移すことを通して、真に人権尊重が根差した社会の発展に貢献していきます。

1. 基本的な考え方

日経グループは企業活動を行うそれぞれの国と地域で適用される法令の順守に加えて、「国際人権章典」や「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関の宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、その順守に努めます。国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、日経グループの全ての役員と従業員に適用します。日経グループの事業に関わるすべての取引関係者に対しても本方針への理解を働きかけ、協働して人権尊重の取り組みを進めます。

3. 重要な人権課題

日経グループは人種、民族、国籍、出身、性別、性自認および性的指向、年齢、障がいの有無、宗教、雇用および職業などに基づくあらゆる差別やハラスメントを許容しません。適切な労働時

間、適切な賃金支給など、健全な労働環境を整備するとともに、強制労働や児童労働を認めません。結社の自由や団体交渉権を尊重します。インターネットや情報通信技術を利用した様々なサービス、AI（人工知能）など新しい技術の普及に伴う名誉棄損やプライバシー侵害、差別も許容しません。

4. 表現の自由とプライバシーの保護

日経グループはあらゆるコンテンツにおける表現の自由とプライバシーの保護について、それらが侵害されないように最大限努力します。

5. 人権デューデリジェンス

日経グループは自らの事業活動が及ぼす人権への負の影響について点検する人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、適切な手段を講じてその防止と軽減に努めます。

6. 救済

日経グループの事業活動において、人権への負の影響を直接的に引き起こした場合、または間接的に関与したことが明らかになった場合には、公正かつ公平な手段を通じて、その救済に取り組みます。

7. 教育・啓発

日経グループは本方針への理解を促進し、本方針を具体的に実践するため、教育・啓発に取り組みます。本方針がグループの事業活動全体に浸透し定着するよう、役員と従業員に対して適切な教育を行います。すべての取引関係者に対しても本方針の浸透に努めます。

8. 対話

日経グループは本方針を実行する過程において、関係するステークホルダーとの誠実な対話・協議に努めます。外部の専門知識も活用しながら人権尊重の取り組みを向上させていきます。

9. 情報開示

日経グループは本方針に基づく人権尊重の取り組みの状況を定期的にコーポレートサイトなどで開示します。

10. 実施体制

日経グループの人権尊重の取り組みは、日本経済新聞社のサステナビリティ委員会（同社社長が委員長を務める）で審議し、取締役会で決定の上、関係各所で実施します。

日本経済新聞社について

日本経済新聞社は1876年以来、140年以上にわたってビジネスパーソンに価値ある情報を伝えてきました。約1500人の記者が日々、ニュースを取材・執筆しています。主力媒体である「日本経済新聞」の販売部数は137万部、2010年3月に創刊した「日本経済新聞 電子版」をはじめとするデジタル有料購読数は112万です。

本件に対する問い合わせ

日本経済新聞社 広報室 TEL:(03)3270-0251 (代表)